

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	社会福祉連携推進法人の認定	
根拠法令・条項	社会福祉法第127条	
所 管 課	生活福祉部	健康福祉総務課
審 査 基 準	<p>「社会福祉連携推進法人の認定等について」（令和3年11月12日社援発1112号第1号）のうち別添社会福祉連携推進法人認定・運営基準による。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	
	標準処理期間を設定できない理由	<p>事案の内容、程度等が案件ごとに異なるため、標準処理期間を設定することが困難である。</p>